

1 改正趣旨

従来の犯罪行為や非違行為等に加えて、インターネットやデジタル技術の普及により、懲戒処分の対象となる行為が多様化の傾向にある。停学期間の設定において、懲戒処分の対象となる行為の多様化に適切に対応し、懲戒処分の対象となる学生が過度な不利益を受けることを避け、当該学生への指導と支援を適切に行うための柔軟性と適正性を確保するため、有期停学期間の変更を行うものである。

また、令和4年4月1日から「民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）」の施行に従い、本規程における用語変更を行う。

2 改正内容

第4条2項中、有期の停学の期限について「3月以内」を「6月未満」に改める。

第14条2項中、無期停学の解除の時期について「当該停学の開始の日から起算して3月未満の日とすることはできない」を「原則として当該停学の開始の日から起算して6月以内の日とすることはできない」に改める。

別表・懲戒処分の標準例（第6条関係）中の「未成年者」及び「未成年」を「20歳未満の者」に改める。

3 施行期日

令和8年4月1日

青森公立大学学生等の懲戒に関する規程 新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第3条（略） （懲戒の種類） 第4条 懲戒の種類は次の各号に掲げるところによる。 （1） 退学 学生としての身分を失わせること。 （2） 停学 一定の期間、履修及び課外活動（ボランティア活動等の奉仕活動を除く）を禁止すること。 （3） 訓告 文書又は口頭により注意すること。 2 前項第2号の停学の期間は無期及び有期とし、無期の停学とは期限を付さずに命じる停学をいい、有期の停学とは<u>6月末満</u>の期限を付して命じる停学をいう。なお、停学処分期間は、暦日計算による。 3 停学の期間は在学年限に含め、修業年限に含めないものとする。ただし、3月を超えない停学の期間は、修業年限に含めることができる。 第5条～第13条（略） （停学期間の短縮及び解除） 第14条 学務運営会議等は、当該学生等の反省の度合いを勘案し、教授会等の意見を徴した上で、学長に無期停学の解除又は有期停学期間の短縮を申し出ることができる。 2 学長は、学務運営会議等からの申し出を踏まえ、当該停学の解除又は期間の短縮を決定することができる。ただし、無期停学の解除の時期は、<u>原則として当該停学の開始の日から起算して6月以内の日</u>とすることはできない。 3 学長は、決定した停学の終了日について、速やかに学生等に通知する。通知の様式は、別に定める。 第15条～第21条（略） 附 則 （略） <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</u>	第1条～第3条（略） （懲戒の種類） 第4条 懲戒の種類は次の各号に掲げるところによる。 （1） 退学 学生としての身分を失わせること。 （2） 停学 一定の期間、履修及び課外活動（ボランティア活動等の奉仕活動を除く）を禁止すること。 （3） 訓告 文書又は口頭により注意すること。 2 前項第2号の停学の期間は無期及び有期とし、無期の停学とは期限を付さずに命じる停学をいい、有期の停学とは<u>3月以内</u>の期限を付して命じる停学をいう。なお、停学処分期間は、暦日計算による。 3 停学の期間は在学年限に含め、修業年限に含めないものとする。ただし、3月を超えない停学の期間は、修業年限に含めることができる。 第5条～第13条（略） （停学期間の短縮及び解除） 第14条 学務運営会議等は、当該学生等の反省の度合いを勘案し、教授会等の意見を徴した上で、学長に無期停学の解除又は有期停学期間の短縮を申し出ることができる。 2 学長は、学務運営会議等からの申し出を踏まえ、当該停学の解除又は期間の短縮を決定することができる。ただし、無期停学の解除の時期は、当該停学の開始の日から起算して<u>3月末満の日</u>とすることはできない。 3 学長は、決定した停学の終了日について、速やかに学生等に通知する。通知の様式は、別に定める。 第15条～第21条（略） 附 則 （略） _____ _____ _____

別表・懲戒処分の標準例（第6条関係）			別表・懲戒処分の標準例（第6条関係）		
区分	行為の内容	懲戒の標準	区分	行為の内容	懲戒の標準
(略)			(略)		
非 違 行 為 等	(略)		非 違 行 為 等	(略)	
	<u>20歳未満の者</u> と知りながら飲酒を強要した場合	停学又は訓告		<u>未成年者</u> と知りながら飲酒を強要した場合	停学又は訓告
	<u>20歳未満の者</u> が飲酒した場合	停学又は訓告		<u>未成年</u> が飲酒した場合	停学又は訓告
	<u>20歳未満の者</u> の飲酒を黙認した場合	停学又は訓告		<u>未成年</u> の飲酒を黙認した場合	停学又は訓告
	(略)			(略)	
様式第1号（第5条関係）（略）			様式第1号（第5条関係）（略）		
様式第2号（第8条関係）（略）			様式第2号（第8条関係）（略）		
様式第3号（第9条・第10条・第13条関係）（略）			様式第3号（第9条・第10条・第13条関係）（略）		
様式第4号（第11条関係）（略）			様式第4号（第11条関係）（略）		
様式第5号（第12条関係）（略）			様式第5号（第12条関係）（略）		
様式第6号（第13条関係）（略）			様式第6号（第13条関係）（略）		
様式第7号（第13条関係）（略）			様式第7号（第13条関係）（略）		
様式第8号（第13条関係）（略）			様式第8号（第13条関係）（略）		

(参考) 有期停学の期限及び無期停学の解除時期の検討内容

1 有期停学の期限及び無期停学の解除時期について

(1) 現行

①有期停学期限：3月以内

②無期停学解除時期：3月未満の日とすることはできない(＝3月目以降の日に解除可能)

停学の期間	前日	3月目	翌日
有期の最長	停学	停学	解除
無期の最短	停学	解除可能	

(2) 改正案

①有期停学期限：6月未満

②無期停学解除時期：原則として6月以内の日とすることはできない(＝6月目の翌日以降に解除可能)

停学の期間	前日	6月目	翌日
有期の最長	停学	解除	
無期の最短	停学	停学	解除可能

(3) 検討のポイント

- ・懲戒処分の対象となる行為の多様化に対応するため有期停学期限を3か月よりも長期間選択できること
- ・停学期間は修業年限に含まないと定めているため6か月を超える停学処分の場合、卒業要件の修業年限を満たすためには在学期間4年に加えて停学期間に応じて在学しなければならないことを考慮